## 令和3年5月 農業委員会総会

令和3年5月6日(木) 分庁舎2階第多目的室 午後3時00分から午後4時30分まで

## 1. 出席者

<農業委員>

1番	綿	貫		清	5番	木	我	恭	子
2番	石	渡	潤	_	6番	宮	田	早	. 苗
3番	石	橋	義	弘	7番	飯	田	隆	: 男
4番	相	京	文	夫	8番	京	増	孝	: <del>-</del>

<農地利用最適化推進委員>

斉藤 孝壹

小 坂 和 男

2. 欠席者(農業委員)

なし

- 3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事(書記)・石橋主事
- 4. 議 題 第1号議案 農用地利用集積計画について(2件)

第2号議案 農地法第3条許可申請について(1件)

第3号議案 農地法第5条許可申請について (1件)

- 5. 専決処理報告
  - (1) 農地法第5条の届出について(3件)

# 酒々井町農業委員会総会会議録

## 令和3年5月6日(木)

- 京会長 連休明けご苦労様です。相変わらずコロナが収束しない中での開催となります。本日は3議案で現地確認もあります。よろしくお願いします。
- # 事務 局 長 ありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の 進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。
- 周 京 議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 京増 孝一委員、1番 綿貫 清委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件ですので、よろしくお願いします。
- □ 〒 〒 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1及び2について一括して事務局より説明を求めます。
- 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず、整理番号1についてですが、貸付者・借受者共に、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は1,157㎡、利用計画は田です。賃借料は、2筆合計で22,000円です。備考ですが、前回は、平成30年6月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧下さい。続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は東京都杉並区在住者、借受者は上岩橋在住

者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は575㎡、利用計画は田です。賃借料は、11,000円です。備考ですが、前回は、平成30年6月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧下さい。なお、整理番号1及び2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

- 京 書 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1及び2について地区担当推進委員は小坂推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 小坂推進委員 整理番号1番、2番共に、借受者の自宅前できちんと管理されており再設定 であり問題ないです。
- ↓ 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

#### (質 疑)

相 京 纂 長 特にないようですので、これから採決を行いますが、特に問題がないようでしたら、整理番号1及び2について一括して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (異議なしの声あり)

- 相 京 纂 長 それでは、異議なしとのことですので、第1号議案 農用地利用集積計画の 整理番号1及び2について、一括して採決を行います。原案どおり答申する ことに賛成の方は挙手願います。
- 岩井事務局長 挙手全員です。

及び2について、原案どおり答申することに決定します。

- 相 京 議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料は、5ページからです。譲受人は伊篠新田在住者、譲渡人は山武市在住者です。申請地は、伊篠新田の農地5筆で、地目は畑、面積は合計で、5,386㎡です。申請理由は、贈与です。権利の種類は、所有権移転です。年間作付計画につきましては、9月頃~2月頃に大根・人参の栽培を考えているとのことです。位置につきましては、6ページの位置図と7、8ページの公図を参考にしていただければと思います。以上で説明を終わらせて頂きます。
- 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は斉藤推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 斎藤推進委員 譲渡人は父親からこの農地の生前贈与を受けましたが酒々井町に40年近く住んでおらず、譲受人が一人で管理している状態です。このため、迷惑がかからないように譲渡人は譲受人に贈与したいとのことで、今回の申請に至りました。

#### (質問・意見等なし)

- 申 章 景 特にないようでしたら、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。
- 岩井事務局長 挙手全員です。
- 相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

- 相 京 書 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- ### # # # # # 第 3 号議案 農地法第 5 条許可申請について説明させていただきます。資料 の10ページをご覧ください。譲受人は、大阪府箕面市に住所を有する法人、 譲渡人は、馬橋在住者5名です。申請地は、馬橋の農地6筆で、地目は田及 び畑、面積は合計で7,175㎡です。申請理由は、太陽光発電施設です。 権利の種類は、所有権移転です。事業計画につきましては、11,12ペー ジをご覧ください。位置につきましては、13ページの位置図と14ページ の公図を参考にしていただければと思います。資力及び信用については、預 貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資 力及び信用性に問題はありません。計画内容では、場内で切土盛土を行い、 場外からの搬入、搬出は行わず整地し、太陽光発電所を造成することを予定 しています。土地選定理由は、日照条件が良く、平坦地でまとまった用地で あること及び地主から要望と賛同を得られたことから選定しました。雨水排 水は場内に貯留させ浸透させます。汚水、雑排水は発生しません。防災計画 は、工事中は低騒音、低振動重機を使用し、安全に留意し作業を行います。 また、施工後は外周にフェンスを設置し、門扉には施錠し侵入を防止します。 周辺農地の営農への影響については、当地の北東側及び南西側が盛土により 一段高くなっており、また、北西側及び南東側は非耕作地で営農条件への影 響はないと思われます。以上で説明を終わらせて頂きます。
- 相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

- 石農農業委員 土地利用計画図に $No.1 \sim 11$ の縦の線が入っていますがこれは何ですか。
- 岩井事務局長 土地の高さを表しています。段差があるため、高低差ごとに4区域に分けて 太陽光のパネルを設置します。
- 京児業委員 土地利用計画図上で現地への進入路は赤道ですか。
- 岩井事務局長 そうです。
- 京増農業委員 赤道の拡幅などは行いますか。
- ##事務局長 拡幅などはせず、既存の赤道を使用して進入します。
- 岩井事務局長<br/>
  正式に許可になれば所有権移転となります。
- 相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後 1 0 分間の休憩を とりたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### (現地確認)

## (申請人他1名 入室)

- ○○○の○○○○市、○○市で太陽光発電事業並びに太陽光発電所建設・販 売事業を実施してきました。酒々井町○○地区で最初に話があったのが5年 ほど前で、地主である○○○○さんと話を進めてきました。今回の申請地に ついて○○○○さんを含め地元の方と話をするうち、この地域には困りこと が多くあることがわかってきました。その中で、当社に太陽光発電事業建設 に協力してもらえるのであればぜひ協力してほしいとの結論に至りました。 地権者は〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇 ○さんの5名となります。また、町役場を通じて仮登記権者の○○○○○ ○○○○さんの土地については今回の申請より前から工事を進める予定で したが造成業者から工事日程を延期され続け3年ほど待っていたところ、周 囲ともめ、トラブルに至るような状況であり、そちらと並行して今回の事業 を進めることを計画してきました。今回の申請地については、事業的に成り 立ち、かつ地域の貢献にもつながることから、今回の5条許可申請に至りま した。当社は小さな会社ですが太陽光発電施設のメンテナンスについても取 り扱っており、千葉の発電所をご覧いただければどの程度稼働しているかわ かると思います。そこを踏まえご検討いただければと思います。
- 相 京 意 長 今、提出されました農地法 5 条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。
- # 着 人 今回申請の場所は酒々井町馬橋地先、地権者は5名、筆数は6筆です。環境 エネルギー事業として、環境にやさしい太陽光発電事業を計画しました。切 土盛土は行わず、場内の土を移動して平坦地を造成します。日照条件がよく ある程度の平坦地となっていること及び非耕作地であり地主からの要望と 賛同を得られたことからこちらを選定しました。雨水排水については場内に 貯留させ浸透させる計画。汚水・雑排水は事務所等を設置しないので発生し ません。防災計画については、重機低騒音低振動の重機を使用し安全に留意

し作業を行います。施工後、外周に侵入防止を兼ねフェンスと門扉を1か所設置し、施錠して侵入を防止します。地形は中央が土を盛ったような形となっています。以上のような事業計画で申請させていただきました。

- 相 京 纂 長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- る機農業委員 雨水はどのような形で処理しますか。
- 申請代理人 現在若干傾斜があるため、3段階の平らな部分に作り直し、その段ごとに溜める計画となっています。
- 石 渡農業委員 浸透枡等は設置しますか。
- 申請代理人 設置しません。平らな堰堤を設け、中に溜めます。
- 相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙し いところご苦労様でした。

### (申請人 退室)

- 岩井事務局長 挙手全員です。
- 相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達しますが、30 a を超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので意見回答を得た後、県に進達することとします。
- 相 京 纂 長 次に専決処理報告に移ります。農地法 5 条の届出について、事務局より報告 願います。
- ##事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出(市街化区域)の整理番号1について説

明させていただきます。資料は16ページからです。譲受人は本佐倉に住所 を有する法人、譲渡人は上岩橋に住所を有する法人です。届出地は、上本佐 倉の農地2筆で、地目は畑、面積は340m<sup>2</sup>です。届出理由は宅地への登記、 権利の種類は所有権移転です。位置につきましては、17ページの位置図を 参考にしていただければと思います。備考ですが、令和3年3月31日付け、 酒農委第5号の6で受理証明を出させていただいております。続きまして、 農地法第5条の届出(市街化区域)の整理番号2について説明させていただ きます。資料は18ページからです。譲受人は柏木に住所を有する法人、譲 渡人は酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積 は212㎡です。届出理由は駐車場、権利の種類は所有権移転です。19ペ ージの位置図と20ページの公図を参考にしていただければと思います。備 考ですが、令和3年4月1日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出させて いただいております。続きまして、農地法第5条の届出(市街化区域)の整 理番号3について説明させていただきます。資料は21ページからです。譲 受人は成田市に住所を有する法人、譲渡人は神奈川県川崎市在住者です。届 出地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は281㎡です。届出理由は 住宅用地、権利の種類は所有権移転です。22ページの位置図と23ページ の公図を参考にしていただければと思います。 備考ですが、令和3年4月2 2日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていただいております。以 上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお 願いします。

## (質問・意見等なし)

- ℓ № № № 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。
- 順 章 纂 長 次に、その他の(1)農地利用最適化推進委員の欠員公募にかかる応募状況 について事務局より報告をお願いします。

#### (事務局説明)

## (質 疑)

### (事務局説明)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願 いします。

## (質 疑)

- ℓ ↑ ★ それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。
- 岩井事務局長 9日の水曜日はいかがでしょうか。
- 相 京 議 長 ただ今、9日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。 特にないようなので、来月の総会は、9日の水曜日で決定させていただきます。 それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を 降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございま した。
- ##事務局長 それでは、これで5月の総会を閉会いたします。